



各 位



2024年12月27日

会 社 名 ワイエイシイホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 百瀬 武文
(コード番号 6298 東証プライム)
問合せ先 取締役人事総務部長 西坂 昌伯
(TEL 042-546-1161)

当社子会社に対する行政処分に関するお知らせ

当社連結子会社であるワイエイシイメカトロニクス株式会社（本社：東京都昭島市、代表取締役会長：伊藤利彦）（以下「当該子会社」といいます。）は、2024年12月26日付で東京都から「建設業法」違反を理由として行政処分（以下「処分」といいます。）を受けましたので、お知らせします。

記

1. 処分を受けるに至った経緯

- (1) 当社は、半導体等製造関連装置の設置時に、販売先から建設業許可（電気工事業）の取得を要求されるケースがあることから、2017年4月1日付の持株会社制への移行以前のワイエイシイ株式会社において同許可を取得しました。
- (2) 当該子会社は、当社の半導体・ハードディスク関連装置の製造部門より分社化しましたが、分社化に際しても当該子会社において建設業許可を取得しました。但し、従業員につきましては当社籍を維持し、当該子会社へは出向という雇用形態をとっており、現在までに至っております。
- (3) 本件は、建設業法第26条第1項において、主任技術者は直接の雇用関係でなくてはならないと規定されていますが、分社化以降、当該規定に抵触した状態であり、即ち、当社からの出向者が主任技術者に携わっていた事象が今般東京都より指摘され、処分を受けるに至ったものであります。

2. 処分の内容

- (1) 処分：建設業に係る営業の停止（建設業法第28条第3項）
新たな請負契約の締結及び入札、見積等これに付随する行為の禁止
- (2) 期間：2025年1月14日から2月4日まで（22日間）

3. 今後の見通し

- (1) 2024年4月1日より、国土交通省の定める建設業等に関する企業集団制度が変更となり、親子間及び連結子会社間の在籍出向社員を主任技術者として配置できるようになっていることから、現時点では違反状態は解消しております。
- (2) 本件に伴う当社グループの今期業績への影響につきましては極めて軽微であります。なお、今後、開示すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上